

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		指定文化財の現状変更許可
根拠法令及び条項		新座市文化財保護条例第11条第1項 市指定文化財の所有者等が当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
所管部課係名		教育総務部歴史民俗資料館文化財係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定文化財の現状変更については、次の場合は許可しない。 (1) 指定文化財としての価値の存続に相当程度の支障となるおそれがある場合 (2) 現状変更が指定物件の保存又は指定の要件保持に支障となるおそれがある場合 (3) 現状変更が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当でない場合 (4) 現状変更が指定の解除又は一部解除につながるものと認められる場合
	参考事項	教育委員会は、前項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。(第11条第2項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4か月
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)